

【書類名】 意見書  
【提出日】 平成 年 月 日  
【あて先】 特許庁審査官 \*\* \*\* 殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願 20\*\* - 0\*\*\*\*

【商標登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】 012345

【意見の内容】

(1) このたび、平成 年 月 日（発送日）付の拒絶理由通知によりまして、審査官殿は、

「この出願は、次の理由によって、拒絶をすべきものと認めます。」と認定され、その理由として、

「この商標登録出願に係る商標は、.....

商品の品質、使用方法を表示するにすぎないものと認めます。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の商品に使用するときには、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがありますので、商標法第4条第1項第16号に該当します。」とされました。

これについて、本願出願人は、下記の通り意見を申し述べます。

(2) なお、本願出願人は、同日付提出の手續補正書によりまして、本願指定商品を下記の通りに補正いたしました。

「 [第 類]

[指定商品（指定役務）] ....., ....., ....., ....., ....., ....., .....」

(3) 本願商標は、「\*\*\*\*\*」の文字からなる商標です。

審査官殿は、「.....

・・・、商品の品質、使用方法を表示するにすぎない」とされております。  
しかしながら、・・・・・・・・・・

商標審査基準においても、

「4. 指定商品の「品質」、「効能」、「用途」等又は指定役務の「質」、「効能」、「用途」等を間接的に表示する商標は、本号の規定に該当しないものとする。」とされている通りです。

・・・・・・・・

したがって、本願商標は、指定商品について、商品の内容、品質等を普通に用いられる方法で書してなるものではありません。

(3) 以上、申し述べましたように、本願商標は、商標法第3条第1項第3号、商標法第4条第1項第16号には該当しないものであると信じますので、審査官殿におかれましては再度ご審査の上、本願商標は登録すべきものであるとのご査定を賜りたくお願い申し上げます。